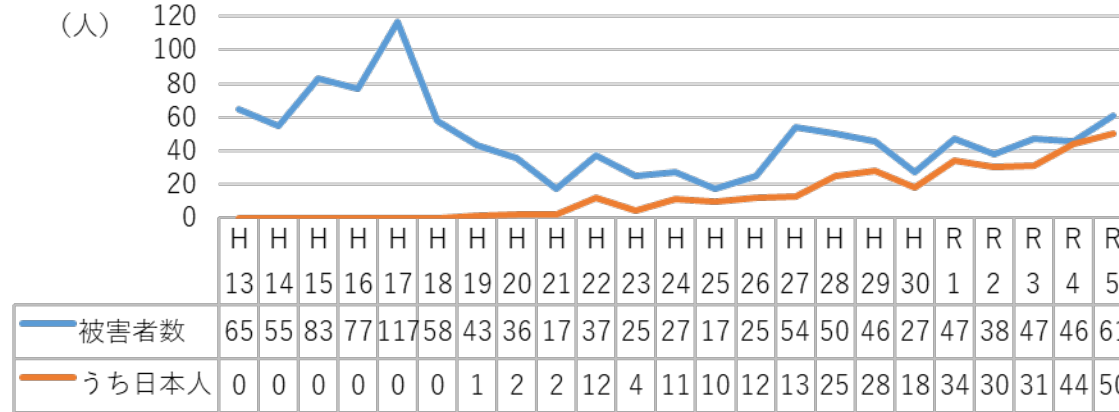


「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（年次報告）」の概要 ～「人身取引対策行動計画2022」に基づく取組状況～

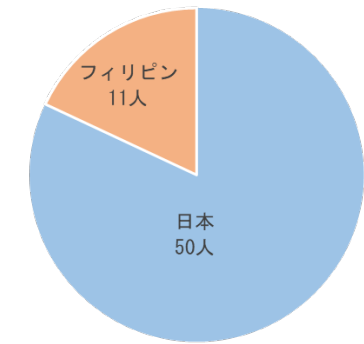
1 人身取引の実態把握の徹底

(1) 人身取引被害者の状況

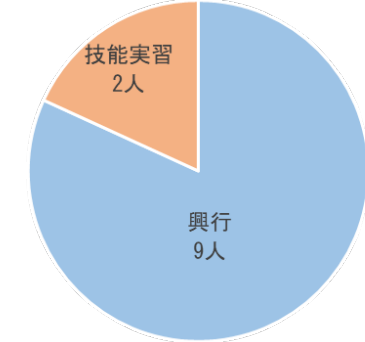


- 令和5年中、61人を保護（前年比+15人）
- 国籍：日本人50人、外国人11人
- 性別：男性10人、女性51人
- 年齢：児童（18歳未満）が37人

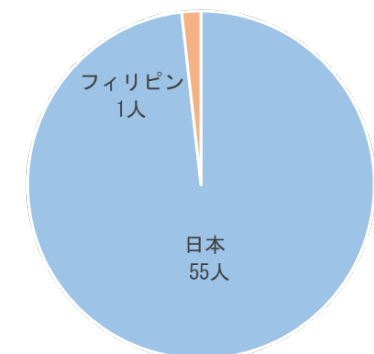
【被害者の国籍・地域】



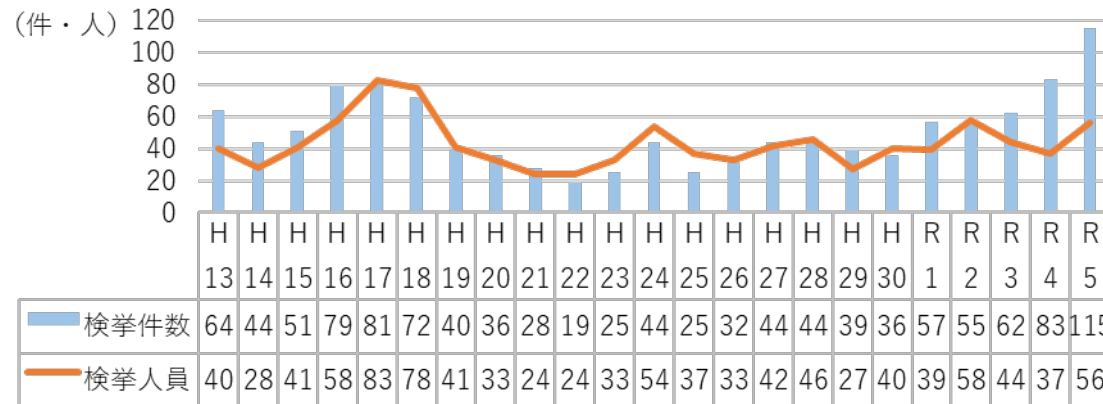
【外国人被害者の在留資格】



【被疑者の国籍】



(2) 人身取引被疑者の状況



- 令和5年中、115件（同+32件）、56人（同+19人）を検挙
- 国籍：日本人55人、外国人1人
- 性別：男性51人、女性5人
- 43人を起訴（有罪確定33人、公判係属中8人、公訴棄却（被告人死亡）1人、家庭裁判所送致1人）

2 人身取引の防止

- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」を踏まえ、育成就労の在留資格を創設し、本人意向の転籍を認めるなど転籍の制限を緩和したり、特定技能外国人支援に係る委託先を登録支援機関に限定したりすることなどを内容とする改正法が第213回国会で成立。
- 技能実習生の送出国との二国間取決め（令和6年にはネパールを追加し合計15か国と作成）に基づく不適正な送出機関に関する通報を推進。
- 風俗営業者を始めとした雇用主や技能実習実施者等に対する広報啓発活動を推進。

3 人身取引被害者の認知の推進

- コンパクトで、分かりやすいデザインを採用するなどした、警察、出入国在留管理庁等への被害申告を呼び掛ける10か国語版のリーフレットを作成、配布しているほか、SNSの広告配信を活用した広報を実施。
- 出入国在留管理庁、法務局・地方法務局、都道府県労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談ダイヤル、110番通報について、多言語で対応するなど相談・通報しやすい環境の整備を推進。

4 人身取引の撲滅

- 「人身取引取締りマニュアル」も活用しながら、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、人身取引事犯やその関連事犯の取締りを推進。
- 児童の性的搾取に対する厳正な対応や悪質ホストクラブに対する取締り等を推進。
- 外国人技能実習機構による実地検査や同機構と出入国在留管理機関、労働基準監督機関等と連携した合同調査等を実施し、技能実習法等の違反に対する厳正な対処を推進。

5 人身取引被害者の保護・支援

- 出入国在留管理庁では、保護した外国人被害者の立場に配慮し、在留資格の変更、在留特別許可等を実施。
- 婦人相談所（令和6年4月から女性相談支援センターに名称変更）では、国籍・年齢を問わず被害女性を一時保護し、衣食住の提供、通訳支援、医療支援等を実施。
- 交付金により「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の運営の安定化・支援の質の向上を図っているほか、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の周知を推進。
- 外務省では、外国人の保護・支援を行う国際移住機関（IOM）を通じて、外国人被害者の帰国支援、社会復帰支援等を実施。
- 悪質ホストクラブ問題の被害者に対する相談体制等を強化。

6 人身取引対策推進のための基盤整備

- 東南アジアを始めとする諸国に向けて、JICAや国際機関を通じて人身取引への対処能力強化のための研修等を実施するとともに、人身取引に関連する国際会議に参加し、各国と議論・情報共有を実施。
- 需要者向け及び被害者向けポスター、リーフレットを作成・配布するなどして、広報啓発活動を推進。
- 技能実習制度に関し、二国間取決めに基づく協議等を通じて送出国に対してその適正化を働き掛けているほか、JICAにおいて、不法・不要な手数料負担等軽減を図るため、現地当局とともに求人情報の新システムの設計等を推進。
- 東南アジアを中心とする海外で特殊詐欺事件に加担させられ、現地警察に拘束される事案の発生やこうした事案に関係するいわゆる闇バイトに応募しないようにすることについて、ホームページ上で注意喚起を実施。
- 関係機関とNGOとの間で意見交換、情報提供を実施。